

岩手県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者及び関係人の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成30年4月13日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 通知すべき書面 一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割地内まで）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事に伴う収用事件に係る審理開始通知書
- 通知を受けるべき土地所有者及び関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	不明 ただし、土地登記記録表題部所有者は、持分8分の1安藤百松、持分8分の1神山彦蔵、持分8分の1安藤仁太郎、持分8分の1萬徳弁助、持分8分の1萬徳次郎、持分8分の1安藤兼松、持分8分の1神山己之松及び持分8分の1安藤岩松

- 収用し、又は使用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県九戸郡洋野町種市第10地割字西戸類家	68番	墓地	920㎡	920.21㎡	823.94㎡	4.26㎡	雑種地	別図に①として赤色で、③として緑色で表示する部分
					34.64㎡	—	公衆用道路	別図に②として赤色で表示する部分

- 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局において縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成30年4月26日をもって通知があったものとみなされます。